

# 介護予防支援・第1号介護予防支援 重要事項説明書兼契約書

## 第1部 重要事項説明書

### 1 介護予防支援及び第1号介護予防支援の目的

介護予防支援は、ご利用者様の心身の状況等に応じた適切な介護予防サービス計画を作成し、作成された介護予防サービス計画に沿って指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とします。

第1号介護予防支援は、ご利用者様の心身の状況等に応じて、第1号訪問事業、第1号通所事業又は第1号生活支援事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うことを目的とします。

### 2 事業所の概要

#### (1) 事業所の概要

法人	名称・法人種別	社会福祉法人バプテストめぐみ会
	代表者名	理事長瀬戸達雄
	主たる事務所所在地・連絡先	(所在地) 京都市左京区北白川山ノ元町47番地2 (電話) 075-711-8792 (FAX) 075-711-9559
事業所	事業所名	京都市修学院地域包括支援センター指定介護予防支援事業所
	所在地・連絡先	(所在地) 京都市左京区山端柳ヶ坪町18 (電話) 075-723-8077 (FAX) 075-723-9272
	事業所番号	2600600056
	管理者の氏名	原 啓太
	サービス提供地域	京都市左京区 修学院第一学区、修学院第二学区

#### (2) 運営方針等

- 指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業（以下「指定介護予防支援等」という。）は、介護予防の効果を最大限に發揮し、利用者が生活機能の改善を実現できるよう配慮して行います。

- 2 指定介護予防支援等は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- 3 指定介護予防支援等は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 4 指定介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の意思等を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- 5 事業の実施に当たっては、京都市、関係区役所・支所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めます。
- 6 指定介護予防支援等において虐待の発生や再発を防止するため、対策を検討し、職員に対する研修を定期的に実施します。
- 7 指定介護予防支援等の提供に当たっては、介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
- 8 指定介護予防支援等において、感染症や非常災害の発生時においても支援を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、計画に従って必要な措置を行います。
- 9 指定介護予防支援等において感染症の発生及びまん延しないよう、対策を検討すると共に指針を整備し、職員に対して研修及び訓練を定期的に実施します。(感染防止対策のため、テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用を検討します。)
- 10 上記のほか「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第37号)及び国が定める介護予防支援に係るマニュアル並びに京都市が定める指針等(以下「基準等」という。)を遵守します。

### (3) 職員体制(2025年4月1日時点)

職種	資格	員数等
管 理 者	社会福祉士 介護支援専門員	常勤兼務職員1名(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を兼務)
保 健 師 等	地域保健等の経験のある 看護師 介護支援専門員	常勤兼務職員1名以上(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を兼務)
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	常勤兼務職員1名以上(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を兼務)

社会福祉士	社会福祉士 介護支援専門員	常勤兼務職員 1名以上(管理者及び指定 介護予防支援及び介護予防ケアマネジ メント業務を兼務)
介護支援専門員	介護支援専門員	専従職員 1名以上(指定介護予防支援及 び介護予防ケアマネジメント業務従事)
事務職員		非常勤専従職員 1名

#### (4) 営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	午前 9 時～午後 5 時

※ 土曜日、日曜日、及び12月31日から1月3日は休業します。

### 3 提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容

内 容	提 供 方 法
介護予防サービス・ 支援 計画の作成	<p>利用者宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。</p> <p>自宅周辺地域における介護予防サービス事業者やインフォーマルサービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスを選択していただきます。</p> <p>健康状態や主治医からの病状に関する留意点等を参考に、提供するサービスにより達成すべき目標と達成時期、サービス等を提供する上での留意点などを盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成します。</p> <p>介護予防サービス計画の原案に位置付けたサービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象にならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれの種類、内容、利用料等を利用者やご家族に説明し、その意見を伺います。</p> <p>介護予防サービス・支援計画の原案は、利用者やご家族と協議した上で、必要があれば変更を行い、利用者から文書で同意を得た上で決定します。</p>
介護予防サービス 事業者等との連絡 調整・便宜の提供	介護予防サービス計画・支援の目標に沿ってサービス等が提供されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。

サービス実施状況の把握	1 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、サービス等の実施状況の把握に努めます。 2 利用者の常態について定期的に評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて介護予防サービス・支援計画の評価、変更等を行います。
相談・説明	介護保険や介護・介護予防等に関することは、幅広くご相談に応じます。
医療との連携・主治医への連絡	介護予防サービス・支援計画の作成時（又は変更時）や、サービス等の利用時に必要な場合は、利用者の同意を得た上で、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。
介護予防サービス・支援計画の変更	利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して合意の上、介護予防サービス・支援計画の変更を行います。
要介護認定等にかかる申請の援助	1 利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 2 利用者の認定の有効期間満了の60日前には、更新申請に必要な協力を行います。
給付管理	介護予防ケアプランの内容に基づき、給付管理票を作成し、京都府国民健康保険団体連合会に提出します。

#### 4 指定介護予防支援等の委託

- (1) 当センターは、必要に応じ、指定介護予防支援等のうち次の業務について、指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。
- ① アセスメントの実施
  - ② 介護予防ケアプランの原案の作成
  - ③ サービス担当者会議の開催
  - ④ 利用者に対する介護予防ケアプラン原案の説明
  - ⑤ 利用者及びサービス担当者に対する介護予防ケアプランの交付
  - ⑥ モニタリングの実施
  - ⑦ 介護予防に係る効果の評価
  - ⑧ 保険給付等に係る給付管理業務
  - ⑨ 利用者及びサービス担当者等との連絡調整
  - ⑩ その他
- (2) 当センターは、指定介護予防支援等の一部を委託する場合、委託することについて、利用者又はその家族に十分説明し、同意を得るとともに、利用者又はその家族に対して、委託契約を締結している指定居宅介護支援事業者の一覧を提示し、その意向を聴取します。

#### 5 利用料金

- (1) 指定介護予防支援

ア 指定介護予防支援の利用料金は、下表のとおりです。(1単位単価=10.7円)  
ただし、法定代理受領のため、利用者負担は発生しません。

	単位(1月につき)	備考
介護予防支援費	442単位	
初回加算	300単位	新規に利用を開始する月に加算されます。
委託連携加算	300単位	居宅介護支援事業所に委託を開始する際、加算される場合があります。

イ 介護保険料を滞納されると、法定代理受領できなくなる場合があります。この場合は、一旦(1)の額の料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行します。この証明書を区役所・支所の健康長寿推進課又は京北出張所保健福祉第一担当の窓口に提出されると、全額払い戻しを受けることができます。(利用者の介護保険料の滞納の額等によっては、全額が払い戻されない場合があります。)

ウ 前記2のサービス提供地域内では交通費は無料ですが、サービス提供地域外に訪問する場合の交通費は、サービス提供地域との境界から目的地までの移動に実際に要した額をお支払いいただきます。

#### (2) 第一号介護予防支援事業

利用料金は発生しません

### 6 介護予防ケアプランに位置付ける介護予防サービス等

介護予防ケアプランに位置付ける介護予防サービス等について、利用者は、当センターに対して、複数の介護予防サービス事業者等を紹介することを求める事ができます。  
また、介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

### 7 医療機関との連携

#### (1) 病院又は診療所への入院時のお願い

利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、利用者は、当該病院又は診療所に対して、当センターの担当職員の氏名及び連絡先をお伝えください。

#### (2) 主治の医師、歯科医師又は薬剤師との連携

利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち当センターが必要と認めるものを、当センターから、主治の医師もしくは歯科医師又は薬剤師に対して情報提供します。

利用者が、主治の医師もしくは歯科医師又は薬剤師に対する情報提供を希望されない場合は、当センターにお申し出ください。

### 8 緊急時及び事故発生時の対応

利用者の居宅訪問中等に体調の急変や指定介護予防支援の提供に起因する事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び関係機関等へ連絡をするとともに「社会福祉法

人バプテストめぐみ会事故対応マニュアル」により必要な措置を講じます。

また、賠償すべき事故が発生した場合には、出来る限り速やかに損害賠償を行います。

サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、関係機関及び当該利用者の家族等に連絡を行います。

## 9 秘密の保持と個人情報の保護取扱い

- (1) 利用者、その家族に関する秘密の保持について、当センターはサービスを提供するうえで知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を、書面だけでなく電磁的記録も含めて、正当な理由なく第三者に漏らしません。  
この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。
- (2) 個人情報の保護について当センターは、以下のア～エにおいて、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、以下のア～エにおいて、予め文書で同意を得ない限り用いません。
  - ア サービス担当者会議
  - イ 介護予防サービス事業者等との連絡調整
  - ウ 指定居宅介護支援事業者への指定介護予防支援等の一部の委託
  - エ 利用者が要介護と認定された場合の指定居宅介護支援事業者との連絡調整
- (3) 当センターは、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

## 10 衛生管理等

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (4) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (5) 職員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

## 11 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を行う。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止のための指針を整備する。
- (4) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

センターの指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施し、記録をする。

- (5) 前三号に掲げる虐待防止に関する措置を適切に実施するための責任者（施設管理者）を置く。
- (6) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報する者とする。

## 12 身体的拘束の原則禁止

利用者またはほかの利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 13 介護サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項

- (1) 禁止行為
  - ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
  - ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
  - ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的态度の要求等、性的ないやがらせ行為）

## 14 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にお申し出ください。

当センター苦情相談窓口	担当者 原 啓太 対応時間 午前9時00分～午後5時00分 電話番号 075-723-8077 FAX番号 075-723-9272
-------------	---

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

京都市左京区役所 保健福祉センター 健康福祉部 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 左京総合庁舎内 電話番号 075-702-1069 FAX番号 075-702-1316
京都府国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620 COCON 烏丸内 電話番号 075-354-9090

	FAX番号 075-354-9055
京都福祉サービス適正化運営委員会	所在地 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375 ハートピア京都5階京都府社会福祉協議会内
	電話番号 075-252-2152(代)
	FAX番号 075-212-2450

(第1部 以上)

## 第2部 契約に関するここと（重要事項説明書以外の部分）

様（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人バプテストめぐみ会（京都市修学院地域包括支援センター指定介護予防支援事業所）（以下「事業者」といいます。）は、介護保険法の規定による介護予防支援及び第一号介護予防支援事業（以下「指定介護予防支援等」という。）の提供について次のとおり契約します。

### 第1条（介護予防支援の目的及び内容）

事業者は、利用者に対し、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、介護予防の効果を最大限に發揮し、利用者が生活機能の改善を実現できるよう、利用者の心身の状態等に応じて、適切な介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成するとともに、計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図ります。

### 第2条（契約期間）

- 1 この契約の期間は、契約締結の日から利用者の介護保険証被保険者証に記載されている認定有効期間の満了日までとします。
- 2 契約満了日の7日前までに利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合には、この契約は同じ条件で自動更新されるものとします。

### 第3条（介護予防支援等の担当者）

- 1 事業者は、介護予防支援等の担当者として保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員を選任し、適切な介護予防支援の提供に努めます。
- 2 事業者は、前項の担当者を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況及び意向に配慮し、事業者側の事情により担当者を変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。
- 3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

### 第4条（身分証携行義務）

- 1 事業者は、事前に利用者又はその家族に対して、担当者の氏名を連絡します。
- 2 担当者は、常に身分証を携行し、初日に利用者を訪問するときは、利用者又はその家族に身分証を提示します。
- 3 職員は、2回目の訪問以後も、利用者又はその家族から身分証の提示を求められたときは、身分証を提示します

### 第5条（サービス実施の記録等）

- 1 事業者は、定期的に、計画書に記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果を介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録等の書面に記載するとともに、介護予防サービス・支援計画書の変更が生ずる場合は、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書を追記・修正し、利用者に説明のうえ、その写しを交付します。

2 事業者は、サービス実施記録を作成し、サービス実施終了後5年間保存するものとし、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又はその写しを交付します。

#### 第6条（利用料）

介護予防支援等の利用料の額は、介護報酬の告示の額とします。なお、法定代理受領により当法人に対して支払われる場合は、利用者の自己負担はありません。

#### 第7条（介護予防支援等の一部の委託）

事業者は、必要に応じ、介護予防支援等のうち次の業務について、厚生労働省及び京都市が定める要件に該当する指定居宅介護支援事業者に委託することができます。

委託内容については、別紙重要事項説明書に記載のとおりです。

#### 第8条（利用者による契約の解除等）

1 利用者は、7日間の予告期間において、事業者に文書で予告することにより、この契約を解除することができます。

2 利用者は、次のいずれかの事情が生じた場合には、事業者に文書で連絡することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

(1) 事業者又はその従業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

(2) 事業者又はその従業者が秘密保持義務に反した場合

(3) 事業者又はその従業者が利用者やその家族等の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(4) 事業者が破産等の事情により、事業を継続することが困難となった場合

(5) 事業者が介護保険法等の関係法令及びこの契約に著しく違反した場合

#### 第9条（事業者による契約の解除）

事業者は、利用者又はその家族が事業者又はその従業者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他のこの契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合には、利用者に対して、1箇月の予告期間において、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

#### 第10条（契約の終了）

1 次のいずれかの事情が生じた場合には、この契約は終了します。

(1) 利用者が要介護認定において、非該当（自立）又は要介護と認定された場合

(2) 利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合又は介護予防特定施設入居者生活介護事業所若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に入居した場合

(3) 利用者が入院し、サービスの利用が見込まれない場合

(4) 利用者が死亡又は転出等により被保険者の資格を喪失した場合

(5) 事業者が指定介護予防支援事業者の指定を取り消された場合

2 事業者は、この契約が終了する場合において、必要があると認められるときは、利用者が指定する指定居宅介護支援事業者等への関係記録の写しの引継ぎ、介護保険外サービスの利用に係る京都市又は所管の区役所・支所等への連絡等の調整を行います。

## 第 11 条（事故発生時の対応）

- 1 事業者は、介護予防支援等の実施に際して利用者の負傷や体調の急変が生じた場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 当事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

## 第 12 条（秘密保持）

- 1 事業者及び従業者は、業務上知り得た秘密について、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者及び従業者は、当該利用者又はその家族から事前に文書で同意を得ない限り、利用者又はその家族に関する情報をサービス担当者会議等において使用しません。
- 3 事業者は、従業者であった者に対し、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た秘密を保持させるための必要な措置を講じます。

## 第 13 条（苦情対応）

- 1 利用者は、事業者が提供した介護予防支援等に関して苦情がある場合又は事業者が作成した計画に基づいて提供された介護予防サービス等に苦情がある場合には、事業者、京都市、区役所・支所又は京都府国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いを行いません。

## 第 14 条（その他）

- 1 利用者と事業者は、互いに信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、この契約及び関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により決めるものとします。

## 第 15 条（裁判管轄）

利用者と事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の居住地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

(第 2 部 以上)

年　　月　　日

事業者は介護予防支援等の開始にあたり、利用者に対して第1部「重要事項説明書」、第2部「契約書」及び契約書別紙1「個人情報の取り扱い」について説明し、交付しました。

事業者　所在地　606-8001　京都市左京区山端柳ヶ坪町18

電話（075）723-8077　FAX（075）723-9272

事業者名　京都市修学院地域包括支援センター

代表者　社会福祉法人バプテストめぐみ会

理事長　瀬戸　達雄

説明者

私（利用者）は、上記の事業所より本書に基づいて、第1部「重要事項説明書」、第2部「契約書」及び契約書別紙1「個人情報の取り扱い」について説明を受け、その内容に同意しましたので、当該介護予防支援等の利用を申し込みます。

併せて、本件契約を証するため、本書2通を作成し、利用者と事業者がそれぞれ署名押印したうえで、1通ずつ保有します。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意し、受領します。

利　用　者　住　所

氏　名 \_\_\_\_\_

署名代行者（又は法定代理人）

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました

住　所

氏　名 \_\_\_\_\_ (続柄 \_\_\_\_\_)

立　会　人　住　所

氏　名 \_\_\_\_\_ (続柄 \_\_\_\_\_)

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行うことができる方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

## 個人情報の取り扱いについて

京都市修学院地域包括支援センター介護予防支援事業所は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取り扱いについてお気付きの点は、当事業所までお気軽にお申し出下さい。

### (個人情報の利用目的)

- サービスの提供
  - ・ 当事業所がご利用者に提供する相談・調整サービス
  - ・ 介護予防サービス等を提供するために主治医や介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）
  - ・ ご家族等への心身の状況説明
  - ・ ご利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡
- 介護保険事務
  - ・ 介護報酬等請求収納に関する事務及びその委託
  - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
  - ・ 審査支払い機関または保険者からの照会への回答
- 当事業所の管理運営業務
  - ・ 苦情・事故などの報告
  - ・ 利用者ご本人様へのサービスの向上
  - ・ サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届出等
- 学生等への実習への協力
- 外部指導監査機関への情報提供
- 行政機関等からの要求で、法令上応じることが義務づけられている事項に対する利用。

### ( 使用する事業者の範囲 )

指定介護（予防）サービス事業者及び介護保険外サービス事業者の担当者、及び主治医や医療機関の担当者、並びに介護予防ケアマネジメントに協力が必要な地域の行政機関や民生委員などの関係機関（団体）の担当者（利用者の介護予防支援に協力が必要な関係者に限る）

#### 付記

- 1 上記のうち、情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出下さい。
- 2 お申し出のないものについては、同意していただけるものとして取り扱わせていただきます。
- 3 これらのお申し出は後からいつでも変更等をすることが可能です。

## 個人情報の利用に関する同意書

サービス担当者会議、介護予防サービス事業者等との連絡調整及び指定居宅介護支援事業者への指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業の一部の委託並びに利用者が要介護と認定された場合の指定居宅介護支援事業者との連絡調整に必要な範囲において、利用者及び利用者の家族の個人情報を使用することに同意します。

年       月       日

(利 用 者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(家 族) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名  
(続 柄 ) \_\_\_\_\_

(家 族) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名  
(続 柄 ) \_\_\_\_\_

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、  
私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

(署名代筆者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名  
(続 柄 ) \_\_\_\_\_